

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平群町長 西脇 洋貴

市町村名 (市町村コード)	平群町 (29342)
地域名 (地域内農業集落名)	三里地区 三里
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月 31日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。しかし、農家の兼業化・高齢化が進んでおり、管理されない農地が増加していくことが予想され対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体・認定新規就農者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、中心経営体への集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区全域にて、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の汎用化に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
スマート農業や大型農業機械の導入を進めることで、経営継承しやすい環境整備に取り組む。 JAと連携し、技術指導等の支援を行い、新規就農者の参入を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①侵入防止柵の点検・修繕を行い、引き続き鳥獣被害防止対策に取り組む。 ⑦高齢化により、ため池・水路を管理する者が減少している。水源を確保し農地を維持していくためにも、地域ぐるみでの管理が必要であり、今後検討していく。				